

秋田市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和6年4月9日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社あたご	佐藤 義孝	秋田市檜山愛宕下 11番61号	令和6年4月1日